

令和6年度文京区食品衛生監視指導計画

概 要

目的

区民・食品関係事業者・行政のリスクコミュニケーションを充実し、食品関係施設の自主管理の推進により、地域の実情に合わせた監視指導を行います。

これにより、文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

2 監視指導の実施体制及び他機関との連携

食品衛生に関する監視指導は、文京保健所生活衛生課食品衛生担当が実施します。また、広域的な監視指導については東京都と協力して実施します。

3 監視指導事業

法令に基づき施設の許認可事務及び食品衛生監視指導を行います。

食中毒の発生リスクの高い業種及び食中毒発生時に大規模な患者発生につながる恐れのある集団給食施設等大量調理施設に対する監視指導及び食中毒発生予防のための事業を実施します。

違反・苦情食品の発生を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

4 試験検査

食品及び食品取扱施設の細菌検査、化学検査等を実施し、有害食品や違反食品を排除します。

試験検査については、主に文京区の試験検査担当が実施します。食中毒等の検査については、東京都健康安全研究センターに検査を委託します。

5 不利益処分等

食中毒の発生及び違反食品の発見等、緊急な安全確保が必要とされる場合は、法に基づいて必要な不利益処分等（廃棄処分、営業停止及び施設の改善命令等）を行います。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法違反者の氏名、施設名及び違反の内容等を公表します。

6 H A C C P の取組を中心とした自主的衛生管理の推進

食品衛生講習会、区長が委任した食品衛生推進員等を通じて、食品衛生及びH A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point) 関係の情報を食品事業者に提供し、自主的な衛生管理の推進を図っていきます。

7 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換

食中毒多発期の注意喚起及び食品問題発生時等や食品衛生関係法令等（H A C C Pに沿った衛生管理の制度化等）の情報を提供し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。

食品衛生監視指導の実施状況及び次年度計画等についてお知らせします。

区民、食品関係事業者の皆様と食品衛生に関する意見交換を実施します。

8 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

食品関係事業者を対象として自主的な衛生管理に関する事項や、最近の食品衛生に関する事項についての各種講習会を実施します。

この計画の実施に当たる職員についても国及び都等が実施する研修を受講し、知識及び監視技術の向上を図ります。